

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第74条第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第75条の2第1項（同法第145条）」を「第75条の2第1項（同法第144条の8）」に改める。

第30条の2第4項中「除く。）」を「除く。）又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。）」に改める。

第31条第9項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項中各号を削る。

第34条第1項中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第34条の2中「100分の14.5」を「100分の11.9」に改める。

第34条の3第1項中「14.5分の2.2」を「11.9分の2.2」に改める。

第35条第1項中「主たる事務所又は」を「本店又は主たる事務所若しくは」に、「法人（以下）」を「法人（以下この節において）」に改める。

第35条の2第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の5」に改める。

第35条の2の2第1項第2号中「第95条」を「第95条若しくは第165条の6」に改める。

第35条の3第2項第1号の表中

「

18,000,000円を超える金額	100分の50
-------------------	---------

」

を

「

18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額	100分の50
40,000,000円を超える金額	100分の45

」

に改める。

第35条の4の2を次のように改める。

第35条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第35条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第35条の3第2項第1号の表1,950,000円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表9,000,000円を超え18,000,000円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表40,000,000円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

第35条の5中「税（）」を「税（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」に、「控除限度額及び」を「控除限度額及び同法第165条の6第1項

の控除限度額並びに」に改める。

第52条第1項中「及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合」及び「(同法第145条において準用する場合を含む。以下次条第1項、第5項及び第11項、第53条の4並びに第53条の4の2第1項及び第2項を除き、この節において同じ。)」を削り、「同じ。又は」を「同じ。)、」に、「含む。)」を「含む。)、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。又は第144条の6第1項」に、「又は第88条」を「、第88条又は第144条の3第1項」に、「又は第74条第1項」を「、第74条第1項、第144条の3第1項又は第144条の6第1項」に、「第71条第1項の」を「第71条第1項又は第144条の3第1項の」に改め、同条第9項中「第71条第1項」を「第71条第1項若しくは第144条の3第1項」に、「同条第1項」を「同法第71条第1項又は第144条の3第1項」に改め、同条第10項中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第53条第8項中「若しくは第74条第1項」を「、第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。)若しくは第144条の6第1項」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」を「又は第144条の13」に、「これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額(以下この項から第10項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。)を

控除する。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法人税法第80条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人 第52条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。
- (2) 法人税法第144条の13の規定によつて同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。以下この節において同じ。）
第52条第1項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下こ

の項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。)を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

- (3) 法人税法第144条の13の規定によつて同法第141条第1号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第52条第1項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号口に掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。)を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第53条第9項中「(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を「又は第144条の13」に、「同法第80条」を「同法第80条又は第144条の13」に、「の控除対象還付法人税額」を「の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に、「当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又

は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る控除対象還付法人税額とみなす」を「次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 内国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

(2) 外国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第144条の13（第1項第1号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対

象還付法人税額とみなし、同法第144条の13（第1項第2号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第53条第10項中「法人が」を「法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に、「当該法人の」を「当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る」に改める。

第53条の2中「第74条第1項」を「第74条第1項又は第144条の6第1項」に、「第71条第1項」を「第71条第1項又は第144条の3第1項」に改める。

第53条の3中「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に、「課される法人税」を「課される法人税若しくは地方法人税」に、「及び法」を「及び地方法人税法第12条第1項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに法」に、「定めるもの」を「定めるものの合計額」に改める。

第53条の4の2第1項中「第74条第1項」を「第74条第1項若しくは第144条の6第1項」に改める。

第53条の15の3第5項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

第53条の16の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

第53条の20第2項中「したものと」を「したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した所得

割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」に改める。

第64条中第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

第64条に次の2項を加える。

8 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、4分の3とする。

第72条、第72条の2並びに第72条の2の2第1項及び第2項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

第72条の2の4第1項中「次項」を「次項並びに第72条の2の7第1項及び第2項」に、「政令で定める基準」を「地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（次項並びに同条第1項及び第2項において「耐震基準」という。）」に改め、同条第2項中「政令で定める基準」を「耐震基準」に改める。

第72条の2の6の次に次の1条を加える。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)
第72条の2の7 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成26年4

月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるもの（次項において「政府の補助」という。）を受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額）とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に政府の補助に係る補助金額確定通知書の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 政府の補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

3 前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第1項の規定を適用する。

第84条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「本節」を「この節」に、「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第113条の17第1項及び第2項中「第73条の27の2から第73条の27の4まで」を「第73条の27の3から第73条の27の5まで」に改める。

第134条の11第1項中「外国法人」を「外国法人（法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）」に改める。

附則第18項中「の規定によりみなして」を「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして」に、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「財産（同条第6項から第10項まで）」を「財産（同条第6項から第11項まで）」に改める。

附則第58項から第78項までを次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

58 3輪以上の軽自動車（電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。）、天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車に総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

59から78まで 削除

附則第114項中「及び附則第119項から第121項まで」を「、附則第119項及び第120項」に改める。

附則第115項中「(附則第121項において「特定一般社団法人」という。）」及び「(附則第121項において「特定一般財団法人」という。）」を削る。

附則第117項及び第118項を次のように改める。

117及び118 削除

附則第121項を次のように改める。

121 削除

附則第123項の次に次の1項を加える。

123の2 所得割の納税義務者又は第32条第1項第1号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号アに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

- (1) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- (2) 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）
- (3) 当該資産の損失又はその価値の減少を防止するための支出

附則第127項中「附則第127項」を「附則第126項の2」に改め、同項を附則第126項の2とし、同項の次に次の1項を加える。

127 その有する事業用資産（震災特例法第7条第7項に規定する事業用資産をい

う。以下この項において同じ。) が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となった場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第31条第8項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第7項の規定を適用する。

- (1) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- (2) 当該事業用資産の原状回復のための修繕費
- (3) 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

附則第129項中「第53条第8項から」を「第53条第8項（第3号を除く。）及び第9項から」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。)」とあるのは「同条」を「又は第144条の13」とあるのは「同条」と、同項第1号中「法人税法第80条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、同項第2号中「法人税法第144条の13」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、「同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第141条第1号イ」に、「(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を「又は第144条の13」に、「第80条」とあるのは「同条」を「第80条又は第144条の13」とあるのは「同条」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」と、同項第2号中「金額)のうち、法人税法第144条の13（第1項第1号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたもの」とあ

るのは「金額）」と、「みなし、同法第144条の13（第1項第2号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」に改める。

附則第131項及び第134項中「第72条の2の6」を「第72条の2の7」に改める。

第2条 大阪州市税条例の一部を次のように改正する。

第53条の3中「税（」を「税（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」に、「控除限度額」を「控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額」に、「法人税割額」を「法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大阪州市税条例第34条第1項、第34条の2及び第34条の3第1項の改正規定並びに同条例第53条の3の改正規定（「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に改める部分を除く。）並びに附則第11項の規定 平成26年10月1日

(2) 第1条中大阪州市税条例第35条の2第1項第2号ウ及び第53条の20第2項の改正規定並びに同条例附則第18項の改正規定、同条例附則第123項の次に1項を加

える改正規定、同条例附則第127項の改正規定並びに同項を同条例附則第126項の2とし、同項の次に1項を加える改正規定並びに附則第4項及び第7項から第9項までの規定 平成27年1月1日

(3) 第1条中大阪市市税条例第84条の改正規定並びに附則第14項及び第17項（第1条の規定による改正後の大阪市市税条例（以下「新条例」という。）附則第58項に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

(4) 第1条中大阪市市税条例第35条の3第2項第1号の表及び第35条の4の2の改正規定並びに附則第6項の規定 平成28年1月1日

(5) 第1条中大阪市市税条例第10条第3項、第30条の2第4項、第35条第1項、第52条第1項、第9項及び第10項、第53条第8項から第10項まで並びに第53条の2の改正規定、同条例第53条の3の改正規定（「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」を「外国法人」に改める部分に限る。）並びに同条例第53条の4の2第1項及び第134条の11第1項の改正規定並びに同条例附則第58項から第78項まで及び第129項の改正規定並びに第2条並びに附則第12項、第15項、第16項及び第17項（新条例附則第58項に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中大阪市市税条例第31条第9項の改正規定及び附則第3項の規定 平成29年1月1日

(7) 第1条中大阪市市税条例第35条の2の2第1項第2号及び第35条の5の改正規定並びに附則第5項の規定 平成30年1月1日

（市民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第31条第9項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について

適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第35条の2第1項第2号ウ及び附則第18項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第35条の2の2第1項第2号及び第35条の5の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第35条の3第2項第1号及び第35条の4の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第53条の20第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 8 新条例附則第123項の2の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。
- 9 新条例附則第127項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。
- 10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 11 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の大阪市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分

の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 12 附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 13 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 14 新条例第84条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 15 新条例附則第58項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 16 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第58項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 17 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第84条及び附則第58項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第84条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円

	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第58項	第84条	大阪州市税条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第 号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第17項の規定により読み替えて適用される第84条
	同条第2号ア	平成26年改正条例附則第17項の規定により読み替えて適用される同条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（事業所税に関する経過措置）

- 18 この条例による改正前の大阪州市税条例附則第118項に規定する外国公益法人等の平成25年11月30日までに開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 19 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成26年 5 月 14 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税について給与所得者の特定支出控除の特例に関する規定を整備し、法人の市民税について法人税割の一部国税化に伴い法人税割の税率を引き下げ、固定資産税について水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設等に係る課税標準の特例割合を定め、耐震改修が行われた既存建築物に係る減額措置を講じるとともに、軽自動車税について車体課税の見直しに伴い税率を引き上げ、併せて規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例 (抄)

(第1条による改正関係)

(延滞金)

第10条 省 略

2 省 略

3 法人税法第74条第1項 (同法第145条において準用する場合を含む。)の規定によつて法人税
又は第144条の6第1項

に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項 (同法第145条 **において
第144条の8**

準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した市民税の法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 - 5 省 略

(法人の均等割の税率)

第30条の2 省 略

2 - 3 省 略

4 第1項の場合において、第2項第1号から第3号までに掲げる法人の資本金等の額又は従業者数の合計数は、それぞれこれらの号に定める日 (同項第1号に掲げる法人で第52条第1項の法人税法第71条第1項 (同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。) **又は第144条の3第1項 (同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除く。)**に規定する申告書を提出する義務があるもの及び第2項第2号に掲げる法人にあつては、当該法人の資本金等の額については、政令で定める日) 現在における資本金等の額又は従業者数の合計数による。

(所得割の課税標準)

第31条 省 略

2 - 8 省 略

9 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法

第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該
同法第28条第2項に規定する給与所得控

各号に定める 金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特
除額の2分の1に相当する

定支出の額の合計額を記載した第37条第1項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明
細書その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）で定
める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例によ
り、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。

(1) 前年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の
収入金額が15,000,000円以下である場合 同条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1
に相当する金額

(2) 前年中の給与等の収入金額が15,000,000円を超える場合 1,250,000円

10-13 省 略

（法人税割の税率）

第34条 法人税割の税率は、 $\frac{100}{100}$ 分の12.3とする。

2 省 略

第34条の2 平成10年4月1日から平成27年3月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連
結事業年度分の法人税割の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、 $\frac{100}{100}$ 分の14.5とする。
100分の11.9

（中小法人等に対する課税の特例）

第34条の3 資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下の法人又は資本若しくは出資
を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。）で、法人
税額又は個別帰属法人税額（市内及び他の市町村において事務所又は事業所を有する法人につ
いては法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。以下この条
において同じ。）が年20,000,000円以下であるものに対する当該事業年度分又は連結事業年度
分の法人税割額は、平成10年4月1日から平成27年3月31日までの間に終了する各事業年度分
又は各連結事業年度分に限り、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割
額に $\frac{14.5}{11.9}$ 分の2.2を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。ただし、法人税法
11.9分の2.2

第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）又は同法第88条の規定に
よつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（第52条第1項、第53条の2及び第53条

の3において「予定申告法人」という。)及び清算中の法人については、この限りでない。

2-4 省 略

(配当控除)

第35条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得（剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項において同じ。）、利益の配当（同条第1項に規定する利益の配当をいう。以下この項において同じ。）、剰余金の分配（同条第1項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。）又は証券投資信託（同法第2条第1項第13号に規定する証券投資信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（同法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この項において同じ。）に係る同法第24条に規定する配当所得（法の施行地に本店又は主たる事務所又は若しくは事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)-(3) 省 略

2 省 略

(住宅借入金等特別税額控除)

第35条の2 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この項、次条及び附則第128項の3において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）の5分の3に相当する金額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 省 略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア-イ 省 略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条（同法第10条の2の規定により

読み替えて適用される場合を含む。)、第10条の2の2から第10条の5の4まで及び第10条
第10条の5の5

の6(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。))第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 省 略

2-5 省 略

第35条の2の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の3に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の3に相当する金額(当該金額が58,500円を超える場合には、58,500円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 省 略

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは**第165条の6**の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2-4 省 略

(寄附金税額控除)

第35条の3 省 略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の

第33条及び第34条の4の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。

- (1) 当該納税義務者が第33条第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る第34条の4第1号アに掲げる金額(以下この項において「人的控除差調整額」という。)を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

省 略	省 略
18,000,000円を超える 超え40,000,000円以下の 金額	省 略
40,000,000円を超える金額	100分の45

(2)-(3) 省 略

3-9 省 略

第35条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の市民税についての第35条の3第1項及び第2項並びに前条(これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第35条の3第2項第1号の表1,950,000円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表9,000,000円を超え18,000,000円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表40,000,000円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(外国税額控除)

第35条の5 所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は府民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市民税の所得割に相当する税(所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるもの)にあつては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令によ

り課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第95条第1項の控除限度額及び同法第165条の6第1項の控除限度額並びに法第37条の3の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額(政令で定める金額に限る。)をその者の第33条、第34条の4及び第35条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(法人の市民税の申告納付)

第52条 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この節において同じ。)、第74条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下次条第1項、第5項及び第11項、第53条の4並びに第53条の4の2第1項及び第2項を除き、この節において同じ。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。)又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項又は第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において区内に事務所、事業所又は寮等(以下この条において「事務所等」という。)を有するものは、その法人税に係る申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額(予定申告法人にあつては、前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額)、同法第71条第1項又は第74条第1項、第144条の3第1項、又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市民税の申告書」という。)を市長に提出し、及びその申告した市民税額(当該市民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければ

ならない。この場合において、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第9項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、政令で定めるところによつて計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。

2-8 省 略

9 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第2項の規定によつて申告書を提出すべき法人のうち、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において区内に当該法人の寮等のみを有するものは、第1項（同条第1項 に係る部
同法第71条第1項又は第144条の3第1項

分に限る。）又は第2項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

10 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条 において準用する場合を含む。
第144条の8

以下この項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条 において準用する場合を含む。
第144条の8

ある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第6条の規定を適用する。

11 省 略

（法人税の繰越控除に係る法人税割の減額）

第53条 省 略

2-7 省 略

8 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第74条第1項、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は

同法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第80条（同法第145条又は第144条において準用する場合を含む。）の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべきの13

当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、前条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定にかかわらず、次

これらの規定によつて申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

- (1) 法人税法第80条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人 第52条第1項、第4項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人

税額について控除されなかつた額に限る。

(2) 法人税法第144条の13の規定によつて同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。以下この節において同じ。） 第52条第1項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

(3) 法人税法第144条の13の規定によつて同法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第52条第1項、第7項又は第8項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第10項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度（以下この項において「前9年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第80条（同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規

又は第144条の13

定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第80条又は第144条の

13の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第2条第19号に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前9年内事業年度について法人の市民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度等」という。）以後の事業年度又は連結事業年度における前項の規定の適用については、当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定
人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又
めるところによる。

は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに
当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それ
ぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度
又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の
前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年
度又は前連結事業年度）に係る控除対象還付法人税額とみなす。

- (1) 内国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度又は連結事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度又は前連結事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

(2) 外国法人 当該前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が2以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第144条の13（第1項第1号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第144条の13（第1項第2号に係る部分に限る。）の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

10 第8項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人の
に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒
控
久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る
除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の
に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対
控除対象還付法人税額とみなされ
象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る
たものにつき第8項の規定を適用する場合にあつては、合併等事業年度等以後において連続して法人の市民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

11-14 省 略

（中間納付額の還付又は充当）

第53条の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による申告書に係る法人税額
又は同法第81条の22第1項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額

(修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額をいう。)に基づいて算定した市民税額が、同法第71条第1項又は第144条の3第1項の規定による申告書に係る法人税額(修正申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。)に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市民税額(予定申告法人にあつては、第52条第1項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市民税額)若しくは第52条第2項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市民税額(以下この条において「市民税の中間納付額」という。)に満たないとき、又はないときは、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市民税の中間納付額若しくは市民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る徴収金に充当する。

(外国の法人税等の額の控除)

第53条の3 内国法人又は法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない外国法人

(以下「外国法人」という。)が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は府民税の法人税割及び利子割若しくは市民税の法人税割に相当する税(以下この条において「外国の法人税等」という。)を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法第12条第1項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額(政令で定める金額に限る。)を第52条第1項(予定申告法人に係るものを除く。)、第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

(取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正に伴う法人税割額の控除)

第53条の4の2 区内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市長が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をしたことに伴い、第7条又は法第321条の11第5項の規定により還付することとなる金額(以下この項及び第3項において「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、

当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、第7条から第9条まで及び法第321条の11第5項の規定にかかわらず、法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散をした場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第74条第1項若しくは第144条の6第1項の規定によつて申告書を提出すべき事業年度に係る法人税額又は同法第81条の22第1項の規定によつて申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除する。

2-4 省 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）

第53条の15の3 省 略

2-4 省 略

5 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行われたものについては、適用しない。
平成29年3月31日

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第53条の16の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納
平成29年度

税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、第53条の17及び附則第127項の6において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、第53条の17及び附則第127項の6において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（第53条の16の4の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)-(2) 省 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の
平成29年度

納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実に認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3-7 省 略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例）

第53条の20 省 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び第53条の18その他の市民税に関する規定を適用する。

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第64条 省 略

2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{2}{5} - \frac{4}{7}$ 省略

8 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、4分の3とする。

(新築された住宅に対する固定資産税の減額)

第72条 昭和38年1月2日から平成26年3月31日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家
平成28年3月31日

屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条、第72条の2の2及び第72条の2の4第1項において同じ。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定又は第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第72条の2 昭和39年1月2日から平成26年3月31日までの間に新築された中高層耐火建築物
平成28年3月31日

(主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。次条第2項において同じ。)である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第1項若しくは第2項の規定又は第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定め

る住宅に限る。)にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成26年3月31日まで
平成28年3月31日

の間に新築された同法第10条第2号に規定する認定長期優良住宅(以下この条において「認定長期優良住宅」という。)である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項の規定又は次条の規定(法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。)の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成26年3月31日までの間に新築さ
平成28年3月31日

れた認定長期優良住宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条の規定(法附則第15条の8第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から7年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

3-4 省 略

(耐震改修が行われた住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の4 昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成18年1月1日から平成27年
12月31日までの間に政令で定める耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改

築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項並びに第72条の2の7第1項及び第2項において同じ。)が行われたもので地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準(次項並びに同条第1項及び第2項において「耐震基準」という。)に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「耐震基準適合住宅」という。)に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分、当該耐震改修が平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分(当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第2号又は第3号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分)の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額(区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。)にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。)の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額する。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が政令で定める基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出
- 耐震基準**

しなければならない。

(1)-(6) 省 略

- 3 省 略

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額)

第72条の2の6 省 略

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額)

第72条の2の7 建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があつたものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となつたものを除く。）のうち平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるもの（次項において「政府の補助」という。）を受けて耐震改修が行われたもので耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「耐震基準適合家屋」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用の額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額）の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額の100分の5に相当する額を超える場合にあつては、当該100分の5に相当する額）とする。）の2分の1に相当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額する。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に政府の補助に係る補助金額確定通知書の写し及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 政府の補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

3 前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合家屋につき第1項の規定を適用する。

(軽自動車税の税率)

第84条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 $\frac{1,000\text{円}}{2,000\text{円}}$

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 $\frac{1,200\text{円}}{2,000\text{円}}$

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 $\frac{1,600\text{円}}{2,400\text{円}}$

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 $\frac{2,500\text{円}}{3,700\text{円}}$

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 $\frac{2,400\text{円}}{3,600\text{円}}$

3輪のもの 年額 $\frac{3,100\text{円}}{3,900\text{円}}$

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 $\frac{5,500\text{円}}{6,900\text{円}}$

自家用 年額 $\frac{7,200\text{円}}{10,800\text{円}}$

貨物用のもの

営業用 年額 $\frac{3,000\text{円}}{3,800\text{円}}$

自家用 年額 $\frac{4,000\text{円}}{5,000\text{円}}$

その他のもの 年額 $\frac{2,400\text{円}}{3,600\text{円}}$

イ 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。以下本節において同じ。） 年額
この節

$\frac{1,600\text{円}}{2,400\text{円}}$

その他のもの 年額 $\frac{4,700\text{円}}{5,900\text{円}}$

(3) 2輪の小型自動車 年額 $\frac{4,000\text{円}}{6,000\text{円}}$

第113条の17 土地の所有者が所有する土地で、その取得が法第73条の27の2から第73条の27の
第73条の27の3 第73条の27の

$\frac{4}{5}$ までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当する

もののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 土地の取得で法第73条の27の2から第73条の27の4までの規定の適用がある取得その他これ
第73条の27の3 第73条の27の5

らに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3-4 省 略

(法人に対して課する事業所税の申告納付)

第134条の11 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内（外国法人（法の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）が第134条の4第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第2項の認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了

の日から2月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで)に、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2-3 省略

附 則

1-17 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

18 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3

項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる

資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

19-57 省略

(軽自動車税の税率の特例)

58 3輪以上の軽自動車(電気軽自動車(電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。)、天然ガス軽自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)、メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)、混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第84条の規定の適用については、当分の間、

同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、「6,900円」とあるのは「8,200円」と、「10,800円」とあるのは「12,900円」と、「3,800円」とあるのは「4,500円」と、「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

58から78まで 削除

59

79-113 省 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

114 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項から附則第116項まで及び附則第119項から第121項までにおいて「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、附則第116項及び第119項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（附則第116項及び第119項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、法第294条第6項、法第296条第1項第2号及び第2項並びに第45条第5項第1号の規定を適用する。

115 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（附則第121項において「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの（附則第121項において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号及び第26号並びに第7項並びに法附則第15条第20項の規定を適用する。

116 省 略

117

平成20年11月30日において現に平成20年所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人（次項において「外国公益法人等」という。）については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の市民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、法第294条第7項、第30条の2第1項及び第2項第4号並びに第52条第5項の規定を適用する。

118 外国公益法人等については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、法第701条の34第2

項の規定を適用する。

117及び118 削除

119-120 省 略

121 平成21年度から平成25年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、移行一般削除

社団法人等（整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる固定資産（当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において附則第115項の規定により特定一般社団法人又は特定一般財団法人を公益社団法人又は公益財団法人とみなして適用する法第348条第2項第9号、第9号の2、第12号又は第26号の規定の適用があつたものに限る。）に対しては、第54条第1項又は第135条第1項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課さない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

(1) 移行一般社団法人等がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産

(2) 移行一般社団法人等（非営利型法人に該当するものを除く。）がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

(3) 移行一般社団法人等がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産

(4) 移行一般社団法人等がその設置する博物館法第2条第1項の博物館において直接その用に供する固定資産

(5) 移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(6) 移行一般社団法人等で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

122-123 省 略

123の2 所得割の納税義務者又は第32条第1項第1号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）につい

て東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号アに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

- (1) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
- (2) 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）
- (3) 当該資産の損失又はその価値の減少を防止するための支出

124-126 省 略

127 所得割の納税義務者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（126の2

災特例法第7条第4項第3号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後5年度内の各年度分の個人の市民税に係る第31条の規定の適用については、同条第6項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第127項 に規定する被災純損失金額 第126項の2

失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第7項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前5年内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」とする。

127 その有する事業用資産（震災特例法第7条第7項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から3年を経過した

日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第31条第8項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第7項の規定を適用する。

- (1) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- (2) 当該事業用資産の原状回復のための修繕費
- (3) 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

127の2 - 128の3 省 略

(東日本大震災に係る法人の市民税の繰越控除の特例)

129 第53条第8項(第3号を除く。)及び第9項から第13項までの規定は、震災特例法第15条及び第23条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第53条第8項中「開始した事業年度又は」とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。)又は」と、「開始した事業年度において損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。)において東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)」とあるのは「同条」と、同項第1号又は第144条の13

中「法人税法第80条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、同項第2号中「法人税法第144条の13」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条」と、「同法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第141条第1号イ」と、同条第9項中「開始した事業年度()とあるのは「開始した事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第15条第1項に規定する中間期間を含む。）」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあり、及び「同法第80条又は第144条の13」とあるのは「同条」と、「(同法)とあるのは「(法人税法)と、同項第2号中「金額)のうち、法人税法第144条の13(第1項第1号に係る部分に限る。)の規定によつて還付を受けたもの」とあるのは「金額)と、「みなし、同法第144条の13(第1項第2号に係る部分に限

るもの」とあるのは「金額)と、「みなし、同法第144条の13(第1項第2号に係る部分に限

る。)の規定によつて還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前9年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度(当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前9年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度)に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「とみなす」と、同条第11項中「開始した連結事業年度」とあるのは「開始した連結事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する中間期間を含む。)」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第81条の18第1項第4号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、同条第12項中「開始した連結事業年度()とあるのは「開始した連結事業年度(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第23条第1項に規定する中間期間を含む。)」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第1項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

130 省 略

131 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が平成23年3月11日以後において2回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の1月1日(当該家屋が取得され、又は改築された日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(第72条から第72条

第72条
の2の6までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項の2の7

において同じ。)又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において

「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

132-133 省 略

134 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における所有者(当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月(当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の1月1日(当該家屋が取得された日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から4年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(第72条から第72条の2の6までの規定の適用を受ける家屋にあつ

第72条の2の7

ては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。)のそれぞれ2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後2年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ3分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する。

135-148 省 略

大阪市市税条例（抄）

（第2条による改正関係）

（外国の法人税等の額の控除）

第53条の3 内国法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は府民税若しくは市民税の法人税割に相当する税（**外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。**以下この条において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び地方法人税法第12条第1項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに法第53条第24項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第52条第1項（予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第7項又は第8項の規定により申告納付すべき法人税割額（**外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。**）から控除する。